

## 赤城山公園観光トイレ整備工事設計業務委託に係る簡易プロポーザルコンペ仕様書

令和元年6月10日

流山市における観光スポットである流山本町地域は、加・根郷地域と宿地域から構成されており、宿地域においては、歴史・文化の中心的な地域資源である「一茶双樹記念館」、「杜のアトリエ黎明」や神社仏閣が多く点在している。

しかし、当該地域における「赤城神社」内にある赤城山公園内のトイレは老朽化が進んでおり、観光地としてのイメージダウンとなっているため、イメージアップ及び交流人口の増加のために、トイレの再整備を図るもの。

そこで、同公園内のトイレの撤去及び観光トイレの新設に係る設計業務について、質の向上などの観点から、簡易プロポーザルコンペにより受託者を選定する。

### ■ 1. 事業名称 赤城山公園観光トイレ整備工事設計業務委託

### ■ 2. 履行期限 契約締結日の翌日から令和元年10月15日まで

### ■ 3. 施設の概要

#### (1) 所在地

流山市流山6丁目648番地の1

#### (2) 既存トイレの規模等

- ・建物（平屋建・GRCパネル造） 延べ床面積 約6㎡
- ・その他部分（コンクリート打付け等） 延べ床面積 約6.96㎡  
(男性用大便器1基（和式）、男性用小便器1基、女性用便器1基（和式）)  
※詳細は別紙「平面図」及び「立面図」参照
- ・公共下水道整備済み

### ■ 4. 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

また、本業務にかかる設計業務、データ作成等、それにかかる一切の経費を含むものとする。

- ◆赤城山公園トイレの既存撤去及び新設工事にかかる設計業務

(1) 設計業務の範囲

ア 一般業務

一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添1に掲げるものとし、範囲は既存施設の撤去、新規施設の建築、電気設備及び給排水設備の基本設計及び実施設計とする。なお、本体工事に付随する各設備工事及び外構工事を含めるものとする。

イ 追加業務

- ・都市計画法及び建築確認申請に係る手続き、その他関係法令手続き申請業務
- ・担当及び関係各課との調整、協議を含む業務において必要なその他調査一式

(2) 適用基準

設計業務を実施するにあたり、適用すべき基準は次による。

- ・「公共建築工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官営繕部監修）
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官営繕部監修）

(3) 成果物について

成果物及び提出部数は次のとおりとする。

ア 計画書

- ・現地調査資料 1部
- ・施設概要書 1部

イ 設計書（平成31年国土交通省告示第98号別添1における成果図書）

- ・設計図面 白焼きバラ A-3縮小版 2部（※）
- ・設備等の計算書 A-4又はA-3 1部
- ・工事費内訳書 A-4 1部
- ・設計事務所表紙 A-4 1部
- ・数量調書 A-4又はA-3 1部
- ・単価比較表・対価表・見積書・見積調書・  
根拠図書・カタログ等（写し） 1部（※）
- ・業務日誌・打合せ記録 A-4 1部
- ・電子データ CD-RW 1部
- 設計図面 CAD JWWファイル及びPDFファイル 1部
- 工事費内訳書 Excelファイル及びPDFファイル 1部

数量調書・単価比較表・対価表・見積調書	Excel ファイル	1 部
見積書・根拠図書・カタログ等	PDF ファイル	1 部
ウ 閲覧用設計図書		
・設計図面バラ	原図サイズ	1 部
・金抜き内訳書	A-4	1 部
・設計図面	PDF ファイル	} CD-R 1 枚
・金抜き内訳書	PDF ファイル	

※ A4版・ハードファイル等に取りまとめる。

(4) 成果物の提出期限について

次に掲げる図書等は、指定した期日までに提出すること。

- ・設計図面、設備等の計算書、工事費内訳書、数量調書、単価比較表・対価表・見積書・見積調書・根拠図書・カタログ等（写し）、電子データ、閲覧用設計図書（令和元年9月30日まで）
- ・上記以外の図書等（令和元年10月15日まで）

(5) 各種条件について

ア 既存トイレの撤去

- ・埋蔵物を完全撤去すること。

イ 新規観光トイレの新設

- ・男性用小便器1基、女性用便器2基（洋式）、男女共用多目的トイレ1基（洋式）を設置すること。
- ・大便器には温便座、ウォシュレット機能を搭載すること。
- ・小便器には、悪臭を防ぐために自動で水を流す機能、大便器には消臭機能のある便座を採用すること。

(6) デザインについて

- ・周囲と調和するデザインであること。
- ・観光客が思わず入りたくなるようなデザインであること。
- ・初回のデザイン案の方向の提案は、複数（最低3つ以上）とし、最終的に市が決定する。

※デザイン案の方向の数については、初回のデザイン案提出後、状況により追加を依頼する可能性もあることを踏まえ、見積もりへ反映すること。

(7) デザインの編集（修正）について

- ・デザインに関する打合せ（対面）は必要に応じて行い、電話・メールでのやりと

りも随時行う。

※実際の開催については、別途調整

・デザインの修正は、打合せ等の結果に伴い、随時対応とする。

## ■ 5. 業務に関する注意事項

- (1) 本業務に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、市に帰属する。
- (2) 受託者は本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 契約締結後、一週間以内に方針・詳細確認等の打合せを実施し、認識合わせを行った上で、業務を開始することとする。

## ■ 6. 上限金額及び支払い方法

- (1) 本事業における上限金額は、2,379,927円（税抜）とする。
- (2) 支払い方法については、業務完了後一括払いとする。

## ■ 7. 事業スケジュール

仕様書等の公表	令和元年6月10日
質問の受付	令和元年6月10日 ～6月12日（午後5時必着）
質問の回答（ホームページへ掲載）	令和元年6月14日
参加申込書の受付	令和元年6月17日 ～6月20日（午後5時必着）
対象事業者の決定	令和元年6月21日
本市との協議	令和元年6月24日～9月下旬
成果物の提出	令和元年9月30日 または令和元年10月15日まで

## ■ 8. 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 平成26年4月から令和元年6月の間に、国、県、市区町村及び民間企業において、観光地における公共・公衆トイレ（おもてなしトイレ）※ 設計業務の実績があること。ただし、本公募に応募する代表事業者の実績とし、下請事業者等の実績は含ま

ない。

※以下の条件をすべて満たすトイレ

- ①一定の観光客（余暇、ビジネス、その他目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年間を超えない期間の旅行又は滞在を行う人々）の利用が見込まれる場所である。
- ②通年利用可能である。
- ③誰でもが無料で利用できる。（特定施設の利用者のみが利用可能なものではない。）
- ④長年に渡り利用可能なものである。（臨時・仮設の施設のためのものではない。）
- ⑤便器は洋式化しており、大便器には温便座、ウォシュレット機能を搭載している。
- ⑥耐用性・機能保全に留意した設計である。（悪臭を防ぐために自動で水を流す機能や、消臭機能のある便座を採用する等。）

(3) 本仕様書公表の日から参加申込書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者となることができないものとする。

- ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ク 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

## ■ 9. 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、応募者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとします。

### (3) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

### (4) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

### (5) 虚偽の記載の禁止

参加申込書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書を無効とします。

## ■ 10. 業者選定方法

(1) 応募者は、「■ 11. 参加申込書」に記す参加申込書を作成のうえ、令和元年6月17日から令和元年6月20日までに2部（正本1部、副本1部）を事務局に持参又は郵送で提出する。なお、受付時間は各日とも午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送の場合は、令和元年6月20日午後5時必着

(2) 事務局は、参加申込書の内容について「■ 14. 採点基準」に定める採点基準に則り審査する。なお、1者の場合であっても本仕様書の内容を充足する提案であれば有効提案とする。

(3) 価格点と実績点の合計点数が一番高い応募者を事業者とする。合計点数が二番目に高い応募者を次選の事業者とする。

(4) 選考結果は各応募者に文書で通知するものとする。

(5) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

- (6) 審査結果は、市のホームページで公表する。
- (7) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調におわったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。

### ■ 1 1. 参加申込書

次の書類を、A 4 ファイルに綴じることとする。

- (1) 参加申込書・・・(様式 1)
- (2) 実績を証明する資料 (守秘義務の範囲内にてご対応ください)
- (3) 関係書類
  - ア 印鑑証明書 (受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
  - イ 商業登記簿謄本 (受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
  - ウ 納税証明書
  - エ 財務諸表 (最新決算年度のもの、写し可)

### ■ 1 2. 質問の方法

令和元年 6 月 1 2 日 (午後 5 時必着) までに、任意様式によりメール、FAX 又は郵送により事務局へ提出する。また、質問を提出した際は、その旨を電話にて連絡すること。

なお、各社の質問は 1 回限りとし、質問の回答は、令和元年 6 月 1 4 日までに、「■ 1 3. 事務局」に記す市ホームページに掲載する。

### ■ 1 3. 事務局

流山市 経済振興部 流山本町・利根運河ツーリズム推進課

住所：〒270-0192 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

TEL：04-7168-1047 FAX：04-7158-5840

mail：tourism@city.nagareyama.chiba.jp

H P：https://www.city.nagareyama.chiba.jp/tourism/1013041/1021856.html

### ■ 1 4. 採点基準

- (1) 価格点 配点 50 点  
価格点 = (最小の提案金額 ÷ 提案金額) × 配点 (50 点) ※小数点以下切捨て
- (2) 実績点 配点 50 点

## ア 実績件数 配点36点

【平成26年4月から令和元年6月】の間に、国、県、市区町村及び民間事業者において、観光地における公共・公衆トイレ（おもてなしトイレ）※設計業務の実績の件数に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。ただし、本公募に応募する代表事業者の実績とし、下請事業者等の実績は含まない。

※「■8. 応募条件（2）」の条件をすべて満たすもの

実績	配点	実績	配点	実績	配点
60件以上	<b>36</b>	59～58件	<b>35</b>	57～56件	<b>34</b>
55件	<b>33</b>	54～53件	<b>32</b>	52～51件	<b>31</b>
50件	<b>30</b>	49～48件	<b>29</b>	47～46件	<b>28</b>
45件	<b>27</b>	44～43件	<b>26</b>	42～41件	<b>25</b>
40件	<b>24</b>	39～38件	<b>23</b>	37～36件	<b>22</b>
35件	<b>21</b>	34～33件	<b>20</b>	32～31件	<b>19</b>
30件	<b>18</b>	29～28件	<b>17</b>	27～26件	<b>16</b>
25件	<b>15</b>	24～23件	<b>14</b>	22～21件	<b>13</b>
20件	<b>12</b>	19～18件	<b>11</b>	17～16件	<b>10</b>
15件	<b>9</b>	14～13件	<b>8</b>	12～11件	<b>7</b>
10件	<b>6</b>	9～8件	<b>5</b>	7～6件	<b>4</b>
5件	<b>3</b>	4～3件	<b>2</b>	2～1件	<b>1</b>

## イ 受賞点 配点14点

アにおける実績の中に、内閣官房主催「日本トイレ大賞」又はそれに準ずる賞を受賞するなど、デザイン性、機能性等が優れていると認められるものがある場合、14点を加点する。